



Q

共働き家庭ですが、両親で育児休業の取得を考えています。育児休業中は給与支給がなく、その間の生活が心配です。雇用保険の

制度で利用できるものがありますか。

A

これまでは、原則1歳未満の子を

養育するために育児休業を取得した場合に支給を受けることができる「育

児休業給付金」と、子の

出生後8週間の期間内に

産後パパ育児休業を取得した場合に支給を受けること

仕事と育児の両立のための新たな給付金

業給付金」がありました。が、2025年4月から「時短勤務した場合に、育児は新たに二つの給付金が創設されました。

まず一つ目は、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて支給を受けることができる「出生後休業支援給付金」です。この併用給付により、育児休業前

二つ目は、2歳に満たない子を養育するために、時短勤務した場合に、育児は新たに二つの給付金が創設されました。

鳥取労働局職業安定課

電話0857(29)1707